

「学校(において予防すべき)感染症」の取扱い

学校保健安全法 第19条(出席停止)

校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、またはかかるおそれのある児童生徒があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

1 学校(において予防すべき)感染症の一覧と出席停止期間（出席停止の扱いとなる疾患一覧）

この一覧は、法律が改正されない限り継続されます。確認ができるよう保存しておくことをお勧めいたします。

	対象疾病	出席停止期間の基準
第一種	感染症予防法の一類と二類の感染症(結核除く)11疾患)	治癒するまで ※新型インフルエンザなど
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後1日を経過するまで
第二種	インフルエンザ (季節性インフルエンザ)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで(4日目に登校)
	風疹(三日はしか)	発疹がすべて消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべて発疹が痂皮化(かさぶた)するまで
	流行性耳下腺炎(おたふく)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発症した後5日を経過し、全身状態が良好になるまで(腫脹が消失するまで)
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	医師において感染のおそれがないと認めるまで
	腸管出血性大腸菌感染症	医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	流行性角結膜炎	医師において感染のおそれがないと認めるまで
	急性出血性結膜炎	医師において感染のおそれがないと認めるまで
	その他の感染症	医師において感染のおそれがないと認めるまで

(学校保健安全法施行規則第18条および第19条より)

* 枠に囲まれた4疾患については、快復後の登校の際に医療機関発行の「治癒証明書」が必要です。

* 第三種「その他の感染症」は、地域の流行状況により学校医・学校長と相談して出席停止にするか判断します。

* 感染性胃腸炎は、基本的に出席停止の措置は取らず「病欠」になります。ただし、学校で通常みられないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、学校医の意見を聞き、学校長が第三種の感染症として緊急的に措置を取るかどうかを判断します。

* 医療機関において「感染性の疾患」と診断されたすべての疾患が出席停止の扱いになるわけではありません。法に則って対応いたしますので、あらかじめご了承ください。ご不明な点は保健室へお問い合わせください。

2 新型コロナウイルス感染症の出席停止期間早見表

発熱日を発症0日目とし、「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後1日(24時間)を経過するまで」が出席停止期間です。**最短でも「発症日を含めて6日間は自宅療養」**です。

発症後5日目以降に解熱した場合は、出席停止の期間が延期されていきます。

経過	発症日 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目
発症後 1日目に解熱 ●6日間療養	発熱 出席停止	解熱 出席停止	解熱後 1日目 出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
発症後 2日目に解熱 ●6日間療養	発熱 出席停止	発熱 出席停止	解熱 出席停止	解熱後 1日目 出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
発症後 3日目に解熱 ●6日間療養	発熱 出席停止	発熱 出席停止	発熱 出席停止	解熱 出席停止	解熱後 1日目 出席停止	出席停止	登校可能	
発症後 4日目に解熱 ●6日間療養	発熱 出席停止	発熱 出席停止	発熱 出席停止	発熱 出席停止	解熱 出席停止	解熱後 1日目 出席停止	登校可能	
発症後 5日目に解熱 ●7日間療養	発熱 出席停止	発熱 出席停止	発熱 出席停止	発熱 出席停止	発熱 出席停止	解熱 出席停止	解熱後 1日目 出席停止	登校可能

3 インフルエンザの出席停止期間早見表

発熱日を発症0日目とし、「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(48時間)を経過するまで」が出席停止期間です。**最短でも「発症日を含めて6日間は自宅療養」**です。

発症後4日目以降に解熱した場合は、出席停止の期間が延期されていきます。

経過	発症日 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目	発症後 8日目
発症後 1日目に解熱 ●6日間療養	発熱 出席停止	解熱 出席停止	解熱後 1日目 出席停止	解熱後 2日目 出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
発症後 2日目に解熱 ●6日間療養	発熱 出席停止	発熱 出席停止	解熱 出席停止	解熱後 1日目 出席停止	解熱後 2日目 出席停止	出席停止	登校可能		
発症後 3日目に解熱 ●6日間療養	発熱 出席停止	発熱 出席停止	発熱 出席停止	解熱 出席停止	解熱後 1日目 出席停止	解熱後 2日目 出席停止	登校可能		
発症後 4日目に解熱 ●7日間療養	発熱 出席停止	発熱 出席停止	発熱 出席停止	発熱 出席停止	解熱 出席停止	解熱後 1日目 出席停止	解熱後 2日目 出席停止	登校可能	
発症後 5日目に解熱 ●8日間療養	発熱 出席停止	発熱 出席停止	発熱 出席停止	発熱 出席停止	発熱 出席停止	解熱 出席停止	解熱後 1日目 出席停止	解熱後 2日目 出席停止	登校可能

新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの療養期間の相違点(ご注意ください)

新型コロナウイルス:**解熱後 1日(24時間)**経過していること
インフルエンザ: **解熱後 2日(48時間)**経過していること